

滋賀県教育委員会の職務権限に属する事務の管理および執行の特例に関する条例および滋賀県部等設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例案要綱

1 制定の理由

滋賀県教育委員会の職務権限に属する事務の管理および執行の特例に関する条例および滋賀県部等設置条例の一部を改正する条例の施行に伴い、県立のスポーツ施設について知事が管理すること等ならびに知事直轄組織および総合政策部の再編による知事直轄組織の廃止および県民生活部の新設等に伴う所要の規定の整備等を行うため、滋賀県附属機関設置条例（平成 25 年滋賀県条例第 53 号）ほか 22 条例の一部を改正しようとするものです。

2 概要

- (1) 滋賀県教育委員会の職務権限に属する事務の管理および執行の特例に関する条例および滋賀県部等設置条例の一部を改正する条例の施行に伴い、次の関係条例の規定の整備等を行うこととします。
- ア 滋賀県附属機関設置条例（平成 25 年滋賀県条例第 53 号）
 - イ 滋賀県職員等の給与に関する条例（昭和 32 年滋賀県条例第 27 号）
 - ウ 滋賀県国土利用計画審議会条例（昭和 49 年滋賀県条例第 47 号）
 - エ 滋賀県土地利用審査会条例（昭和 49 年滋賀県条例第 48 号）
 - オ 滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールの設置および管理に関する条例（平成 9 年滋賀県条例第 42 号）
 - カ 滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例（平成 10 年滋賀県条例第 35 号）
 - キ 滋賀県立文化産業交流会館の設置および管理に関する条例（昭和 63 年滋賀県条例第 26 号）
 - ク 滋賀県スポーツ推進審議会条例（昭和 37 年滋賀県条例第 16 号）
 - ケ 滋賀県立長浜ドームの設置および管理に関する条例（平成 4 年滋賀県条例第 24 号）
 - コ 滋賀県立体育館の設置および管理に関する条例（昭和 45 年滋賀県条例第 57 号）
 - サ 滋賀県立栗東体育館の設置および管理に関する条例（平成 6 年滋賀県条例第 45 号）
 - シ 滋賀県立武道館の設置および管理に関する条例（平成 5 年滋賀県条例第 19 号）
 - ス 滋賀県立スポーツ会館の設置および管理に関する条例（昭和 59 年滋賀県条例第 33 号）
 - セ 滋賀県立アイスアリーナの設置および管理に関する条例（平成 12 年滋賀県条例第 21 号）

- ソ 滋賀県立彦根総合運動場の設置および管理に関する条例（昭和 44 年滋賀県条例第 43 号）
- タ 滋賀県立琵琶湖漕艇場の設置および管理に関する条例（昭和 46 年滋賀県条例第 29 号）
- チ 滋賀県立ライフル射撃場の設置および管理に関する条例（昭和 57 年滋賀県条例第 23 号）
- ツ 滋賀県立伊吹運動場の設置および管理に関する条例（昭和 57 年滋賀県条例第 24 号）
- テ 滋賀県立柳ヶ崎ヨットハーバーの設置および管理に関する条例（平成 8 年滋賀県条例第 44 号）
- ト 滋賀県防災会議条例（昭和 37 年滋賀県条例第 37 号）
- ナ 滋賀県国民保護協議会条例（平成 17 年滋賀県条例第 3 号）
- ニ 滋賀県国民保護対策本部および滋賀県緊急対処事態対策本部条例（平成 17 年滋賀県条例第 4 号）
- ヌ 滋賀県災害対策本部条例（昭和 37 年滋賀県条例第 38 号）
- (2) この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行することとします。

滋賀県附属機関設置条例新旧対照表（第1条関係）

旧					新				
本則 省略					本則 省略				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
1 知事の附属機関									
名称	担任する事務	委員の数	委員の構成	委員の任期	名称	担任する事務	委員の数	委員の構成	委員の任期
滋賀県総合政策部	知事の諮問に応じて総合政策部の所管に内	11人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 県の職員 (3) その他知事が審議が適當と認める者	当該諮問に係る調査終了するまでの期間	滋賀県民生活部	知事の諮問に応じて県民生活部の所管に	14人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 県の職員 (3) その他知事が審議が適當と認める者	当該諮問に係る調査終了するまでの期間
指定管理者選定委員会	属する公の施設（地方自治法第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）（滋賀県希望が丘文化公園を除く。）の指定管理者（同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の選定に関する事項について調査審議すること。								
(省略)									
2以下 省略									

滋賀県職員等の給与に関する条例新旧対照表（第3条関係）

旧	新
第1条～別表第5 省略	第1条～別表第5 省略
別表第6（第3条関係）	別表第6（第3条関係）
級別標準職務表	級別標準職務表
1 行政職給料表級別標準職務表	1 行政職給料表級別標準職務表
省略	省略
注 この表において「本庁」とは、滋賀県部等設置条例（昭和30年滋賀県条例第30号）第1条の規定により設けられた <u>知事直轄組織</u> および部ならびに当該部に設ける分課をいう。	注 この表において「本庁」とは、滋賀県部制条例（昭和30年滋賀県条例第30号）第1条の規定により設けられた部および当該部に設ける分課をいう。
2以下 省略	2以下 省略

滋賀県国土利用計画審議会条例新旧対照表（第4条関係）

旧	新
第1条～第5条 省略 (庶務) 第6条 審議会の庶務は、 <u>滋賀県総合政策部</u> において処理する。	第1条～第5条 省略 (庶務) 第6条 審議会の庶務は、 <u>滋賀県県民生活部</u> において処理する。
第7条 省略	第7条 省略

滋賀県土地利用審査会条例新旧対照表（第4条関係）

旧	新
第1条～ 第5条 省略 (庶務) 第6条 審査会の庶務は、 <u>滋賀県総合政策部</u> において処理する。	第1条～第5条 省略 (庶務) 第6条 審査会の庶務は、 <u>滋賀県県民生活部</u> において処理する。
第7条 省略	第7条 省略

滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールの設置および管理に関する条例新旧対照表（第5条関係）

旧	新
第1条～第9条 省略 (指定管理者の指定の手続)	第1条～第9条 省略 (指定管理者の指定の手続)
第10条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。	第10条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。
2 省略	2 省略
3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ <u>滋賀県総合政策部指定管理者選定委員会</u> の意見を聴かなければならない。	3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ <u>滋賀県県民生活部指定管理者選定委員会</u> の意見を聴かなければならない。
第11条以下 省略	第11条以下 省略

滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例新旧対照表（第5条関係）

旧	新
第1条～第9条 省略 (指定管理者の指定の手続)	第1条～第9条 省略 (指定管理者の指定の手続)
第10条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。	第10条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。
2 省略	2 省略
3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ <u>滋賀県総合政策部指定管理者選定委員会</u> の意見を聴かなければならない。	3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ <u>滋賀県県民生活部指定管理者選定委員会</u> の意見を聴かなければならない。
第11条以下 省略	第11条以下 省略

滋賀県立文化産業交流会館の設置および管理に関する条例新旧対照表（第5条関係）

旧	新
第1条～第11条 省略 (指定管理者の指定の手続) 第12条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。	第1条～第11条 省略 (指定管理者の指定の手続) 第12条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。
2 省略	2 省略
3 知事は、指定管理者の指定に当たつては、あらかじめ <u>滋賀県総合政策部指定管理者選定委員会</u> の意見を聴かなければならない。	3 知事は、指定管理者の指定に当たつては、あらかじめ <u>滋賀県県民生活部指定管理者選定委員会</u> の意見を聴かなければならない。
第13条以下 省略	第13条以下 省略

滋賀県スポーツ推進審議会条例新旧対照表

旧	新
第1条～第2条 省略	第1条～第2条 省略
(組織)	(組織)
第3条 第1項および第2項 省略	第3条 第1項および第2項 省略
3 委員および臨時の委員は、学識経験を有する者その他 <u>教育委員会</u> が適當と認める者のうちから、 <u>知事</u> の意見を聴いて、 <u>教育委員会</u> が任命する。	3 委員および臨時の委員は、学識経験を有する者その他 <u>知事</u> が適當と認められる者のうちから、 <u>教育委員会</u> の意見を聴いて、 <u>知事</u> が任命する。
第4条～第6条 省略	第4条～第6条 省略
(庶務)	(庶務)
第7条 審議会の庶務は、 <u>滋賀県教育委員会事務局</u> において処理する。	第7条 審議会の庶務は、 <u>滋賀県県民生活部</u> において処理する。
第8条 省略	第8条 省略

滋賀県立長浜ドームの設置および管理に関する条例新旧対照表（第7条関係）

旧	新
第1条および第2条 省略 (開館時間等)	第1条および第2条 省略 (開館時間等)
第3条 省略 2 省略 3 教育委員会は、必要と認めるときは、第1項に規定する開館時間を変更し、または前項に規定する休館日を変更し、もしくは臨時に休館日を定めることができる。	第3条 省略 2 省略 3 知事または教育委員会（以下「知事等」という。）は、必要と認めるときは、第1項に規定する開館時間を変更し、または前項に規定する休館日を変更し、もしくは臨時に休館日を定めることができる。
(使用の承認) 第4条 長浜ドームの施設のうち別表に掲げる施設（以下「特定施設」という。）を使用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより教育委員会に申請し、その承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 教育委員会は、前項の規定による申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないことができる。 (1)～(5) 省略 3 教育委員会は、第1項の規定による承認をする場合においては、長浜ドームの管理上必要な限度において、条件を付すことができる。	(使用の承認) 第4条 長浜ドームの施設のうち別表に掲げる施設（以下「特定施設」という。）を使用しようとする者は、規則または教育委員会規則（以下「規則等」という。）で定めるところにより知事等に申請し、その承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 知事等は、前項の規定による申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないことができる。 (1)～(5) 省略 3 知事等は、第1項の規定による承認をする場合においては、長浜ドームの管理上必要な限度において、条件を付すことができる。
第5条 省略 (施設等の変更の禁止)	第5条 省略 (施設等の変更の禁止)
第6条 使用者は、長浜ドームの施設もしくは設備に変更を加え、または特別の設備を設けてはならない。ただし、あらかじめ教育委員会の承認を受けたときは、この限りでない。	第6条 使用者は、長浜ドームの施設もしくは設備に変更を加え、または特別の設備を設けてはならない。ただし、あらかじめ知事等の承認を受けたときは、この限りでない。

(使用の承認の取消し等)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の規定による承認を取り消し、または使用を制限し、もしくは使用の停止を命ずることができる。

- (1)～(3) 省略
- (4) 使用者がこの条例またはこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反したとき。
- (5) および(6) 省略
- (7) その他教育委員会が特に必要と認めたとき。

第8条 省略

(指定管理者による管理)

第9条 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、長浜ドームの管理に関する業務のうち、次に掲げる業務を行わせることができる。

- (1) および(2) 省略
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

2 前項の規定により教育委員会が指定管理者に同項各号に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行わせる場合における第4条、第6条および第7条の規定の適用については、第4条第1項中「教育委員会に」とあるのは「指定管理者に」と、同条第2項および第3項、第6条ならびに第7条各号列記以外の部分および第7号中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。

(指定管理者の指定の手続)

第10条 指定管理者の指定は、教育委員会規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。

(使用の承認の取消し等)

第7条 知事等は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の規定による承認を取り消し、または使用を制限し、もしくは使用の停止を命ずることができる。

- (1)～(3) 省略
- (4) 使用者がこの条例またはこの条例に基づく規則等の規定に違反したとき。
- (5) および(6) 省略
- (7) その他知事等が特に必要と認めたとき。

第8条 省略

(指定管理者による管理)

第9条 知事等は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって知事等が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、長浜ドームの管理に関する業務のうち、次に掲げる業務を行わせることができる。

- (1) および(2) 省略
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事等が必要と認める業務

2 前項の規定により知事等が指定管理者に同項各号に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行わせる場合における第4条、第6条および第7条の規定の適用については、これらの規定中「知事等」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者の指定の手続)

第10条 指定管理者の指定は、規則等で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。

<p>2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p>	<p>2 知事等は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p>
<p>3 教育委員会は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県教育委員会指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。</p>	<p>3 知事等は、宿泊研修館以外の施設に係る指定管理者の指定に当たってはあらかじめ滋賀県県民生活部指定管理者選定委員会の、宿泊研修館に係る指定管理者の指定に当たってはあらかじめ滋賀県教育委員会指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。</p>
<p>(指定管理者の指定の告示等)</p>	<p>(指定管理者の指定の告示等)</p>
<p>第11条 教育委員会は、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定を行い、または同条第11項の規定により指定を取り消し、もしくは管理業務の全部もしくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。</p>	<p>第11条 知事等は、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定を行い、または同条第11項の規定により指定を取り消し、もしくは管理業務の全部もしくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。</p>
<p>(指定管理者の管理の基準等)</p>	<p>(指定管理者の管理の基準等)</p>
<p>第12条 省略</p>	<p>第12条 省略</p>
<p>2 指定管理者は、次に掲げる事項について教育委員会と協定を締結しなければならない。</p>	<p>2 指定管理者は、次に掲げる事項について知事等と協定を締結しなければならない。</p>
<p>(1)～(4) 省略</p>	<p>(1)～(4) 省略</p>
<p>(指定管理者による開館時間等の変更)</p>	<p>(指定管理者による開館時間等の変更)</p>
<p>第13条 第9条第1項の規定により教育委員会が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第3条の規定によるほか、指定管理者は、必要と認めるとときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、同条第1項に規定する開館時間を変更し、または同条第2項に規定する休館日を変更し、もしくは臨時に休館日を定めることができる。</p>	<p>第13条 第9条第1項の規定により知事等が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第3条の規定によるほか、指定管理者は、必要と認めるとときは、あらかじめ知事等の承認を得て、同条第1項に規定する開館時間を変更し、または同条第2項に規定する休館日を変更し、もしくは臨時に休館日を定めることができる。</p>
<p>(利用料金)</p>	<p>(利用料金)</p>

第14条 第9条第1項の規定により教育委員会が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第5条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に特定施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納めなければならない。

2 省略

3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 省略

5 利用料金は、還付しない。ただし、災害その他使用者の責めによらない理由により承認に係る特定施設を使用することができないときその他指定管理者が必要と認める場合であって教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

6 指定管理者は、特別の事情があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、利用料金を減免することができる。

（追加）

（委任）

第15条 この条例に定める知事等の権限は、次の各号の事項の区分に応じ、当該各号に定める知事等がこれを行使するものとする。

(1) 宿泊研修館以外の施設に関する事項 知事

(2) 宿泊研修館に関する事項 教育委員会

（委任）

第16条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第14条 第9条第1項の規定により知事等が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第5条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に特定施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納めなければならない。

2 省略

3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事等の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 省略

5 利用料金は、還付しない。ただし、災害その他使用者の責めによらない理由により承認に係る特定施設を使用することができないときその他指定管理者が必要と認める場合であって知事等の承認を得たときは、この限りでない。

6 指定管理者は、特別の事情があると認めるときは、あらかじめ知事等の承認を得て、利用料金を減免することができる。

（知事等の権限）

第15条 この条例に定める知事等の権限は、次の各号の事項の区分に応じ、当該各号に定める知事等がこれを行使するものとする。

(1) 宿泊研修館以外の施設に関する事項 知事

(2) 宿泊研修館に関する事項 教育委員会

滋賀県立体育館の設置および管理に関する条例新旧対照表（第8条関係）

旧	新
第1条および第2条 省略 (開館時間等)	第1および第2条 省略 (開館時間等)
第3条 省略 2 省略 3 教育委員会は、必要と認めるときは、第1項に規定する開館時間を変更し、または前項に規定する休館日を変更し、もしくは臨時に休館日を定めることができる。	第3条 省略 2 省略 3 知事は、必要と認めるときは、第1項に規定する開館時間を変更し、または前項に規定する休館日を変更し、もしくは臨時に休館日を定めることができる。
(使用の承認)	(使用の承認)
第4条 体育館の施設を使用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより教育委員会に申請し、その承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 教育委員会は、前項の規定による申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないことができる。 (1)～(5) 省略 3 教育委員会は、第1項の規定による承認をする場合においては、体育館の管理上必要な限度において、条件を付すことができる。	第4条 体育館の施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより知事に申請し、その承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 知事は、前項の規定による申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないことができる。 (1)～(5) 省略 3 知事は、第1項の規定による承認をする場合においては、体育館の管理上必要な限度において、条件を付すことができる。
第5条 省略 (施設等の変更の禁止)	第5条 省略 (施設等の変更の禁止)
第6条 使用者は、体育館の施設もしくは設備に変更を加え、または特別の設備を設けてはならない。ただし、あらかじめ教育委員会の承認を受けたときは、この限りでない。	第6条 使用者は、体育館の施設もしくは設備に変更を加え、または特別の設備を設けてはならない。ただし、あらかじめ知事の承認を受けたときは、この限りでない。
(使用の承認の取消し等)	(使用の承認の取消し等)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の規定による承認を取り消し、または使用を制限し、もしくは使用の停止を命ずることができる。

(1)～(3) 省略

(4) 使用者がこの条例またはこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反したとき。

(5) および(6) 省略

(7) その他教育委員会が特に必要と認めたとき。

第8条 省略

(指定管理者による管理)

第9条 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、体育館の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務を行わせることができる。

(1) および(2) 省略

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

2 前項の規定により教育委員会が指定管理者に同項各号に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行わせる場合における第4条、第6条および第7条の規定の適用については、第4条第1項中「教育委員会に」とあるのは「指定管理者に」と、同条第2項および第3項、第6条ならびに第7条各号列記以外の部分および第7号中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。

(指定管理者の指定の手続)

第10条 指定管理者の指定は、教育委員会規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。

2 教育委員会は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準

第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の規定による承認を取り消し、または使用を制限し、もしくは使用の停止を命ずることができる。

(1)～(3) 省略

(4) 使用者がこの条例またはこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(5) および(6) 省略

(7) その他知事が特に必要と認めたとき。

第8条 省略

(指定管理者による管理)

第9条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、体育館の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務を行わせることができる。

(1) および(2) 省略

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

2 前項の規定により知事が指定管理者に同項各号に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行わせる場合における第4条、第6条および第7条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者の指定の手続)

第10条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。

2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により

により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

(1)～(4) 省略

3 教育委員会は、指定管理者の指定に当たつては、あらかじめ滋賀県教育委員会指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

(指定管理者の指定の告示等)

第11条 教育委員会は、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定を行い、または同条第11項の規定により指定を取り消し、もしくは管理業務の全部もしくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者の管理の基準等)

第12条 省略

2 指定管理者は、次に掲げる事項について教育委員会と協定を締結しなければならない。

(1)～(4) 省略

(指定管理者による開館時間等の変更)

第13条 第9条第1項の規定により教育委員会が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第3条の規定によるほか、指定管理者は、必要と認めるとときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、同条第1項に規定する開館時間を変更し、または同条第2項に規定する休館日を変更し、もしくは臨時に休館日を定めることができる。

(利用料金)

第14条 第9条第1項の規定により教育委員会が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第5条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に体育館の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納めなければ

最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

(1)～(4) 省略

3 知事は、指定管理者の指定に当たつては、あらかじめ滋賀県県民生活部指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

(指定管理者の指定の告示等)

第11条 知事は、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定を行い、または同条第11項の規定により指定を取り消し、もしくは管理業務の全部もしくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者の管理の基準等)

第12条 省略

2 指定管理者は、次に掲げる事項について知事と協定を締結しなければならない。

(1)～(4) 省略

(指定管理者による開館時間等の変更)

第13条 第9条第1項の規定により知事が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第3条の規定によるほか、指定管理者は、必要と認めるとときは、あらかじめ知事の承認を得て、同条第1項に規定する開館時間を変更し、または同条第2項に規定する休館日を変更し、もしくは臨時に休館日を定めることができる。

(利用料金)

第14条 第9条第1項の規定により知事が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第5条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に体育館の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納めなければならない。

ならない。

2 省略

3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 省略

5 利用料金は、還付しない。ただし、災害その他使用者の責めによらない理由により承認に係る施設を使用することができないときその他指定管理者が必要と認める場合であつて教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

6 指定管理者は、特別の事情があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、利用料金を減免することができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

い。

2 省略

3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 省略

5 利用料金は、還付しない。ただし、災害その他使用者の責めによらない理由により承認に係る施設を使用することができないときその他指定管理者が必要と認める場合であつて知事の承認を得たときは、この限りでない。

6 指定管理者は、特別の事情があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、利用料金を減免することができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

滋賀県立栗東体育館の設置および管理に関する条例新旧対照表（第9条関係）

旧	新
第1条および第2条 省略 (開館時間等)	第1条および第2条 省略 (開館時間等)
第3条 省略 2 省略 3 教育委員会は、必要と認めるときは、第1項に規定する開館時間を変更し、または前項に規定する休館日を変更し、もしくは臨時に休館日を定めることができる。	第3条 省略 2 省略 3 知事は、必要と認めるときは、第1項に規定する開館時間を変更し、または前項に規定する休館日を変更し、もしくは臨時に休館日を定めることができる。
(使用の承認) 第4条 栗東体育館の施設を使用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより教育委員会に申請し、その承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 教育委員会は、前項の規定による申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないことができる。 (1)～(5) 省略 3 教育委員会は、第1項の規定による承認をする場合においては、栗東体育館の管理上必要な限度において、条件を付すことができる。	16 第4条 栗東体育館の施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより知事に申請し、その承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 知事は、前項の規定による申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないことができる。 (1)～(5) 省略 3 知事は、第1項の規定による承認をする場合においては、栗東体育館の管理上必要な限度において、条件を付すことができる。
第5条 省略 (施設等の変更の禁止) 第6条 使用者は、栗東体育館の施設もしくは設備に変更を加え、または特別の設備を設けてはならない。ただし、あらかじめ教育委員会の承認を受けたときは、この限りでない。	第5条 省略 (施設等の変更の禁止) 第6条 使用者は、栗東体育館の施設もしくは設備に変更を加え、または特別の設備を設けてはならない。ただし、あらかじめ知事の承認を受けたときは、この限りでない。
(使用の承認の取消し等)	(使用の承認の取消し等)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の規定による承認を取り消し、または使用を制限し、もしくは使用の停止を命ずることができる。

- (1)～(3) 省略
- (4) 使用者がこの条例またはこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反したとき。
- (5)および(6) 省略
- (7) その他教育委員会が特に必要と認めたとき。

第8条 省略

(指定管理者による管理)

第9条 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、栗東体育館の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務を行わせることができる。

- (1)および(2) 省略
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

2 前項の規定により教育委員会が指定管理者に同項各号に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行わせる場合における第4条、第6条および第7条の規定の適用については、第4条第1項中「教育委員会に」とあるのは「指定管理者に」と、同条第2項および第3項、第6条ならびに第7条各号列記以外の部分および第7号中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。

(指定管理者の指定の手続)

第10条 指定管理者の指定は、教育委員会規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。

2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準

第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の規定による承認を取り消し、または使用を制限し、もしくは使用の停止を命ずることができる。

- (1)～(3) 省略
- (4) 使用者がこの条例またはこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (5)および(6) 省略
- (7) その他知事が特に必要と認めたとき。

第8条 省略

(指定管理者による管理)

第9条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、栗東体育館の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務を行わせることができる。

- (1)および(2) 省略
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

2 前項の規定により知事が指定管理者に同項各号に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行わせる場合における第4条、第6条および第7条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者の指定の手続)

第10条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により

により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

(1)～(4) 省略

3 教育委員会は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県教育委員会指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

(指定管理者の指定の告示等)

第11条 教育委員会は、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定を行い、または同条第11項の規定により指定を取り消し、もしくは管理業務の全部もしくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者の管理の基準等)

第12条 省略

2 指定管理者は、次に掲げる事項について教育委員会と協定を締結しなければならない。

(1)～(4) 省略

(指定管理者による開館時間等の変更)

第13条 第9条第1項の規定により教育委員会が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第3条の規定によるほか、指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、同条第1項に規定する開館時間を変更し、または同条第2項に規定する休館日を変更し、もしくは臨時に休館日を定めることができる。

(利用料金)

第14条 第9条第1項の規定により教育委員会が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第5条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に栗東体育館の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納めなければ

最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

(1)～(4) 省略

3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県県民生活部指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

(指定管理者の指定の告示等)

第11条 知事は、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定を行い、または同条第11項の規定により指定を取り消し、もしくは管理業務の全部もしくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者の管理の基準等)

第12条 省略

2 指定管理者は、次に掲げる事項について知事と協定を締結しなければならない。

(1)～(4) 省略

(指定管理者による開館時間等の変更)

第13条 第9条第1項の規定により知事が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第3条の規定によるほか、指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、同条第1項に規定する開館時間を変更し、または同条第2項に規定する休館日を変更し、もしくは臨時に休館日を定めることができる。

(利用料金)

第14条 第9条第1項の規定により知事が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第5条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に栗東体育館の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納めなければな

ればならない。

2 省略

3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 省略

5 利用料金は、還付しない。ただし、災害その他使用者の責めによらない理由により承認に係る施設を使用することができないときその他指定管理者が必要と認める場合であって教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

6 指定管理者は、特別の事情があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、利用料金を減免することができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

らない。

2 省略

3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 省略

5 利用料金は、還付しない。ただし、災害その他使用者の責めによらない理由により承認に係る施設を使用することができないときその他指定管理者が必要と認める場合であって知事の承認を得たときは、この限りでない。

6 指定管理者は、特別の事情があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、利用料金を減免することができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

滋賀県立武道館の設置および管理に関する条例新旧対照表（第10条関係）

旧	新
第1条および第2条 省略	第1条および第2条 省略
(開館時間等)	(開館時間等)
第3条 省略	第3条 省略
2 省略	2 省略
3 教育委員会は、必要と認めるときは、第1項に規定する開館時間を変更し、または前項に規定する休館日を変更し、もしくは臨時に休館日を定めることができる。	3 知事は、必要と認めるときは、第1項に規定する開館時間を変更し、または前項に規定する休館日を変更し、もしくは臨時に休館日を定めることができる。
(使用の承認)	(使用の承認)
第4条 武道館の施設を使用しようとする者は、 <u>教育委員会規則</u> で定めるとこ ろにより <u>教育委員会</u> に申請し、その承認を受けなければならぬ。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。	第4条 武道館の施設を使用しようとする者は、 <u>規則</u> で定めるところにより <u>知事</u> に申請し、その承認を受けなければならぬ。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。
2 教育委員会は、前項の規定による申請があった場合において、次の各号のいづれかに該当するときは、同項の承認をしないことができる。 (1)～(5) 省略	2 知事は、前項の規定による申請があった場合において、次の各号のいづれかに該当するときは、同項の承認をしないことができる。 (1)～(5) 省略
3 教育委員会は、第1項の規定による承認をする場合においては、武道館の管理上必要な限度において、条件を付すことができる。	3 知事は、第1項の規定による承認をする場合においては、武道館の管理上必要な限度において、条件を付すことができる。
第5条 省略	第5条 省略
(施設等の変更の禁止)	(施設等の変更の禁止)
第6条 使用者は、武道館の施設もしくは設備に変更を加え、または特別の設備を設けてはならない。ただし、あらかじめ <u>教育委員会</u> の承認を受けたときは、この限りでない。	第6条 使用者は、武道館の施設もしくは設備に変更を加え、または特別の設備を設けてはならない。ただし、あらかじめ <u>知事</u> の承認を受けたときは、この限りでない。
(使用の承認の取消し等)	(使用の承認の取消し等)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の規定による承認を取り消し、または使用を制限し、もしくは使用の停止を命ずることができる。

(1)～(3) 省略

(4) 使用者がこの条例またはこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反したとき。

(5)および(6) 省略

(7) その他教育委員会が特に必要と認めたとき。

第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の規定による承認を取り消し、または使用を制限し、もしくは使用の停止を命ずることができる。

(1)～(3) 省略

(4) 使用者がこの条例またはこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(5)および(6) 省略

(7) その他知事が特に必要と認めたとき。

第8条 省略

(指定管理者による管理)

第9条 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、武道館の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務を行わせることができる。

(1)および(2) 省略

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

2 前項の規定により教育委員会が指定管理者に同項各号に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行わせる場合における第4条、第6条および第7条の規定の適用については、第4条第1項中「教育委員会に」とあるのは「指定管理者に」と、同条第2項および第3項、第6条ならびに第7条各号列記以外の部分および第7号中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。

(指定管理者の指定の手続)

第10条 指定管理者の指定は、教育委員会規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。

2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準

第8条 省略

(指定管理者による管理)

第9条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、武道館の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務を行わせることができる。

(1)および(2) 省略

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

2 前項の規定により知事が指定管理者に同項各号に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行わせる場合における第4条、第6条および第7条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者の指定の手続)

第10条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により

により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

(1)～(4) 省略

3 教育委員会は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県教育委員会指定管理者選定委員会の意見を聽かなければならない。

(指定管理者の指定の告示等)

第11条 教育委員会は、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定を行い、または同条第11項の規定により指定を取り消し、もしくは管理業務の全部もしくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者の管理の基準等)

第12条 省略

2 指定管理者は、次に掲げる事項について教育委員会と協定を締結しなければならない。

(1)～(4) 省略

(指定管理者による開館時間等の変更)

第13条 第9条第1項の規定により教育委員会が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第3条の規定によるほか、指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、同条第1項に規定する開館時間を変更し、または同条第2項に規定する休館日を変更し、もしくは臨時に休館日を定めることができる。

(利用料金)

第14条 第9条第1項の規定により教育委員会が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第5条の規定にかかるわらず、使用者は、指定管理者に武道館の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納めなければ

最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

(1)～(4) 省略

3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県県民生活部指定管理者選定委員会の意見を聽かなければならない。

(指定管理者の指定の告示等)

第11条 知事は、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定を行い、または同条第11項の規定により指定を取り消し、もしくは管理業務の全部もしくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者の管理の基準等)

第12条 省略

2 指定管理者は、次に掲げる事項について知事と協定を締結しなければならない。

(1)～(4) 省略

(指定管理者による開館時間等の変更)

第13条 第9条第1項の規定により知事が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第3条の規定によるほか、指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、同条第1項に規定する開館時間を変更し、または同条第2項に規定する休館日を変更し、もしくは臨時に休館日を定めることができる。

(利用料金)

第14条 第9条第1項の規定により知事が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第5条の規定にかかるわらず、使用者は、指定管理者に武道館の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納めなければならない。

ならない。

2 省略

3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 省略

5 利用料金は、還付しない。ただし、災害その他使用者の責めによらない理由により承認に係る施設を使用することができないときその他指定管理者が必要と認める場合であって教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

6 指定管理者は、特別の事情があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、利用料金を減免することができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

い。

2 省略

3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 省略

5 利用料金は、還付しない。ただし、災害その他使用者の責めによらない理由により承認に係る施設を使用することができないときその他指定管理者が必要と認める場合であって知事の承認を得たときは、この限りでない。

6 指定管理者は、特別の事情があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、利用料金を減免することができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

滋賀県立スポーツ会館の設置および管理に関する条例新旧対照表（第11条関係）

旧	新
第1条および第2条 省略 (開館時間等) 第3条 省略 2 省略 3 教育委員会は、必要と認めるときは、第1項に規定する開館時間を変更し、または前項に規定する休館日を変更し、もしくは臨時に休館日を定めることができる。	第1条および第2条 省略 (開館時間等) 第3条 省略 2 省略 3 知事は、必要と認めるときは、第1項に規定する開館時間を変更し、または前項に規定する休館日を変更し、もしくは臨時に休館日を定めることができる。
(使用の承認) 第4条 スポーツ会館の施設を使用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより教育委員会に申請し、その承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 教育委員会は、前項の規定による申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないことができる。 (1)～(5) 省略 3 教育委員会は、第1項の規定による承認をする場合においては、スポーツ会館の管理上必要な限度において、条件を付すことができる。	(使用の承認) 第4条 スポーツ会館の施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより知事に申請し、その承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 知事は、前項の規定による申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないことができる。 (1)～(5) 省略 3 知事は、第1項の規定による承認をする場合においては、スポーツ会館の管理上必要な限度において、条件を付すことができる。
第5条 省略 (施設等の変更の禁止) 第6条 使用者は、スポーツ会館の施設もしくは設備に変更を加え、または特別の設備を設けてはならない。ただし、あらかじめ教育委員会の承認を受けたときは、この限りでない。	第5条 省略 (施設等の変更の禁止) 第6条 使用者は、スポーツ会館の施設もしくは設備に変更を加え、または特別の設備を設けてはならない。ただし、あらかじめ知事の承認を受けたときは、この限りでない。
(使用の承認の取消し等)	(使用の承認の取消し等)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の規定による承認を取り消し、または使用を制限し、もしくは使用の停止を命ずることができる。

- (1)～(3) 省略
- (4) 使用者がこの条例またはこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反したとき。
- (5)および(6) 省略
- (7) その他教育委員会が特に必要と認めたとき。

第8条 省略

(指定管理者による管理)

第9条 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、スポーツ会館の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務を行わせることができる。

- (1)および(2) 省略
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

2 前項の規定により教育委員会が指定管理者に同項各号に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行わせる場合における第4条、第6条および第7条の規定の適用については、第4条第1項中「教育委員会に」とあるのは「指定管理者に」と、同条第2項および第3項、第6条ならびに第7条各号列記以外の部分および第7号中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。

(指定管理者の指定の手続)

第10条 指定管理者の指定は、教育委員会規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。

2 教育委員会は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により

第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の規定による承認を取り消し、または使用を制限し、もしくは使用の停止を命ずることができる。

- (1)～(3) 省略
- (4) 使用者がこの条例またはこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (5)および(6) 省略
- (7) その他知事が特に必要と認めたとき。

第8条 省略

(指定管理者による管理)

第9条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、スポーツ会館の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務を行わせることができる。

- (1)および(2) 省略
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

2 前項の規定により知事が指定管理者に同項各号に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行わせる場合における第4条、第6条および第7条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者の指定の手続)

第10条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。

2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により

により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

(1)～(4) 省略

3 教育委員会は、指定管理者の指定に当たつては、あらかじめ滋賀県教育委員会指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

(指定管理者の指定の告示等)

第11条 教育委員会は、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定を行い、または同条第11項の規定により指定を取り消し、もしくは管理業務の全部もしくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者の管理の基準等)

第12条 省略

2 指定管理者は、次に掲げる事項について教育委員会と協定を締結しなければならない。

(1)～(4) 省略

(指定管理者による開館時間等の変更)

第13条 第9条第1項の規定により教育委員会が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第3条の規定によるほか、指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、同条第1項に規定する開館時間を変更し、または同条第2項に規定する休館日を変更し、もしくは臨時に休館日を定めることができる。

(利用料金)

第14条 第9条第1項の規定により教育委員会が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第5条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者にスポーツ会館の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納めな

最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

(1)～(4) 省略

3 知事は、指定管理者の指定に当たつては、あらかじめ滋賀県県民生活部指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

(指定管理者の指定の告示等)

第11条 知事は、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定を行い、または同条第11項の規定により指定を取り消し、もしくは管理業務の全部もしくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者の管理の基準等)

第12条 省略

2 指定管理者は、次に掲げる事項について知事と協定を締結しなければならない。

(1)～(4) 省略

(指定管理者による開館時間等の変更)

第13条 第9条第1項の規定により知事が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第3条の規定によるほか、指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、同条第1項に規定する開館時間を変更し、または同条第2項に規定する休館日を変更し、もしくは臨時に休館日を定めることができる。

(利用料金)

第14条 第9条第1項の規定により知事が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第5条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者にスポーツ会館の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納めなければ

ければならない。

2 省略

3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 省略

5 利用料金は、還付しない。ただし、災害その他使用者の責めによらない理由により承認に係る施設を使用することができないときその他指定管理者が必要と認める場合であつて教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

6 指定管理者は、特別の事情があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、利用料金を減免することができる。

(委任)

30 第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

ならない。

2 省略

3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 省略

5 利用料金は、還付しない。ただし、災害その他使用者の責めによらない理由により承認に係る施設を使用することができないときその他指定管理者が必要と認める場合であつて知事の承認を得たときは、この限りでない。

6 指定管理者は、特別の事情があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、利用料金を減免することができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

滋賀県立アイスアリーナの設置および管理に関する条例新旧対照表（第12条関係）

旧	新
第1条および第2条 省略 (供用期間等) 第3条 省略 2および3 省略 4 教育委員会は、必要と認めるときは、第1項に規定する供用期間を変更し、第2項に規定する開館時間を変更し、または前項に規定する休館日を変更し、もしくは臨時に休館日を定めることができる。	第1条および第2条 省略 (供用期間等) 第3条 省略 2および3 省略 4 知事は、必要と認めるときは、第1項に規定する供用期間を変更し、第2項に規定する開館時間を変更し、または前項に規定する休館日を変更し、もしくは臨時に休館日を定めることができる。
(使用の承認) 第4条 アイスアリーナの施設を使用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより教育委員会に申請し、その承認を受けなければならぬ。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 教育委員会は、前項の規定による申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないことができる。 (1)～(5) 省略 3 教育委員会は、第1項の規定による承認をする場合においては、アイスアリーナの管理上必要な限度において、条件を付すことができる。	(使用の承認) 第4条 アイスアリーナの施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより知事に申請し、その承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 知事は、前項の規定による申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないことができる。 (1)～(5) 省略 3 知事は、第1項の規定による承認をする場合においては、アイスアリーナの管理上必要な限度において、条件を付すことができる。
第5条 省略 (施設等の変更の禁止) 第6条 使用者は、アイスアリーナの施設もしくは設備に変更を加え、または特別の設備を設けてはならない。ただし、あらかじめ教育委員会の承認を受けたときは、この限りでない。	第5条 省略 (施設等の変更の禁止) 第6条 使用者は、アイスアリーナの施設もしくは設備に変更を加え、または特別の設備を設けてはならない。ただし、あらかじめ知事の承認を受けたときは、この限りでない。
(使用の承認の取消し等)	(使用の承認の取消し等)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の規定による承認を取り消し、または使用を制限し、もしくは使用の停止を命ずることができる。

(1)～(3) 省略

(4) 使用者がこの条例またはこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反したとき。

(5)および(6) 省略

(7) その他教育委員会が特に必要と認めたとき。

第8条 省略

(指定管理者による管理)

第9条 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、アイスアリーナの管理に関する業務のうち、次に掲げる業務を行わせることができる。

(1)および(2) 省略

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

2 前項の規定により教育委員会が指定管理者に同項各号に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行わせる場合における第4条、第6条および第7条の規定の適用については、第4条第1項中「教育委員会に」とあるのは「指定管理者に」と、同条第2項および第3項、第6条ならびに第7条各号列記以外の部分および第7号中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。

(指定管理者の指定の手続)

第10条 指定管理者の指定は、教育委員会規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。

2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準

第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の規定による承認を取り消し、または使用を制限し、もしくは使用の停止を命ずることができる。

(1)～(3) 省略

(4) 使用者がこの条例またはこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(5)および(6) 省略

(7) その他知事が特に必要と認めたとき。

第8条 省略

(指定管理者による管理)

第9条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、アイスアリーナの管理に関する業務のうち、次に掲げる業務を行わせることができる。

(1)および(2) 省略

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

2 前項の規定により知事が指定管理者に同項各号に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行わせる場合における第4条、第6条および第7条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者の指定の手続)

第10条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により

により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

(1)～(4) 省略

3 教育委員会は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県教育委員会指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

(指定管理者の指定の告示等)

第11条 教育委員会は、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定を行い、または同条第11項の規定により指定を取り消し、もしくは管理業務の全部もしくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者の管理の基準等)

第12条 省略

2 指定管理者は、次に掲げる事項について教育委員会と協定を締結しなければならない。

(1)～(4) 省略

(指定管理者による供用期間等の変更)

第13条 第9条第1項の規定により教育委員会が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第3条の規定によるほか、指定管理者は、必要と認めるとときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、同条第1項に規定する供用期間を変更し、同条第2項に規定する開館時間を変更し、または同条第3項に規定する休館日を変更し、もしくは臨時に休館日を定めることができる。

(利用料金)

第14条 第9条第1項の規定により教育委員会が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第5条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者にアイスアリーナの施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納め

最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

(1)～(4) 省略

3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県県民生活部指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

(指定管理者の指定の告示等)

第11条 知事は、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定を行い、または同条第11項の規定により指定を取り消し、もしくは管理業務の全部もしくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者の管理の基準等)

第12条 省略

2 指定管理者は、次に掲げる事項について知事と協定を締結しなければならない。

(1)～(4) 省略

(指定管理者による供用期間等の変更)

第13条 第9条第1項の規定により知事が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第3条の規定によるほか、指定管理者は、必要と認めるとときは、あらかじめ知事の承認を得て、同条第1項に規定する供用期間を変更し、同条第2項に規定する開館時間を変更し、または同条第3項に規定する休館日を変更し、もしくは臨時に休館日を定めることができる。

(利用料金)

第14条 第9条第1項の規定により知事が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第5条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者にアイスアリーナの施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納めなけれ

なければならない。

2 省略

3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 省略

5 利用料金は、還付しない。ただし、災害その他使用者の責めによらない理由により承認に係る施設を使用することができないときその他指定管理者が必要と認める場合であって教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

6 指定管理者は、特別の事情があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、利用料金を減免することができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

ばならない。

2 省略

3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 省略

5 利用料金は、還付しない。ただし、災害その他使用者の責めによらない理由により承認に係る施設を使用することができないときその他指定管理者が必要と認める場合であって知事の承認を得たときは、この限りでない。

6 指定管理者は、特別の事情があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、利用料金を減免することができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

滋賀県立彦根総合運動場の設置および管理に関する条例新旧対照表（第13条関係）

旧	新
第1条および第2条 省略	第1条および第2条 省略
(開場時間等)	(開場時間等)
第3条 省略	第3条 省略
2 省略	2 省略
3 教育委員会は、必要があると認めるときは、第1項に規定する開場時間を変更し、または前項に規定する休場日を変更し、もしくは臨時に休場日を定めることができる。	3 知事は、必要があると認めるときは、第1項に規定する開場時間を変更し、または前項に規定する休場日を変更し、もしくは臨時に休場日を定めることができる。
(使用の承認)	(使用の承認)
第4条 総合運動場の施設のうち別表に掲げる施設（以下「特定施設」という。）を使用しようとする者は、 <u>教育委員会規則</u> で定めるところにより <u>教育委員会</u> に申請し、その承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。	第4条 総合運動場の施設のうち別表に掲げる施設（以下「特定施設」という。）を使用しようとする者は、 <u>規則</u> で定めるところにより <u>知事</u> に申請し、その承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。
2 教育委員会は、前項の規定による申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないことができる。 (1)～(5) 省略	2 知事は、前項の規定による申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないことができる。 (1)～(5) 省略
3 教育委員会は、第1項の規定による承認をする場合においては、総合運動場の管理上必要な限度において、条件を付すことができる。	3 知事は、第1項の規定による承認をする場合においては、総合運動場の管理上必要な限度において、条件を付すことができる。
第5条 省略	第5条 省略
(施設等の変更の禁止)	(施設等の変更の禁止)
第6条 使用者は、総合運動場の施設もしくは設備に変更を加え、または特別の設備を設けてはならない。ただし、あらかじめ <u>教育委員会</u> の承認を受けたときは、この限りでない。	第6条 使用者は、総合運動場の施設もしくは設備に変更を加え、または特別の設備を設けてはならない。ただし、あらかじめ <u>知事</u> の承認を受けたときは、この限りでない。

(使用の承認の取消し等)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の規定による承認を取り消し、または使用を制限し、もしくは使用の停止を命ずることができる。

- (1)～(3) 省略
- (4) 使用者がこの条例またはこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反したとき。
- (5) および(6) 省略
- (7) その他教育委員会が特に必要と認めたとき。

第8条 省略

(指定管理者による管理)

第9条 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、総合運動場の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務を行わせることができる。

- (1) および(2) 省略
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

2 前項の規定により教育委員会が指定管理者に同項各号に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行わせる場合における第4条、第6条および第7条の規定の適用については、第4条第1項中「教育委員会に」とあるのは「指定管理者に」と、同条第2項および第3項、第6条ならびに第7条各号列記以外の部分および第7号中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。

(指定管理者の指定の手続)

第10条 指定管理者の指定は、教育委員会規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。

(使用の承認の取消し等)

第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の規定による承認を取り消し、または使用を制限し、もしくは使用の停止を命ずることができる。

- (1)～(3) 省略
- (4) 使用者がこの条例またはこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (5) および(6) 省略
- (7) その他知事が特に必要と認めたとき。

第8条 省略

(指定管理者による管理)

第9条 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、総合運動場の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務を行わせることができる。

- (1) および(2) 省略
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

2 前項の規定により知事が指定管理者に同項各号に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行わせる場合における第4条、第6条および第7条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者の指定の手続)

第10条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。

- 2 教育委員会は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。
- (1)～(4) 省略
- 3 教育委員会は、指定管理者の指定に当たつては、あらかじめ滋賀県教育委員会指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならぬ。

(指定管理者の指定の告示等)

第11条 教育委員会は、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定を行い、または同条第11項の規定により指定を取り消し、もしくは管理業務の全部もしくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者の管理の基準等)

第12条 省略

2 指定管理者は、次に掲げる事項について教育委員会と協定を締結しなければならない。

(1)～(4) 省略

(指定管理者による開場時間等の変更)

第13条 第9条第1項の規定により教育委員会が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第3条の規定によるほか、指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、同条第1項に規定する開場時間を変更し、または同条第2項に規定する休場日を変更し、もしくは臨時に休場日を定めることができる。

(利用料金)

第14条 第9条第1項の規定により教育委員会が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第5条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に特定

- 2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。
- (1)～(4) 省略
- 3 知事は、指定管理者の指定に当たつては、あらかじめ滋賀県県民生活部指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならぬ。

(指定管理者の指定の告示等)

第11条 知事は、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定を行い、または同条第11項の規定により指定を取り消し、もしくは管理業務の全部もしくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならぬ。

(指定管理者の管理の基準等)

第12条 省略

2 指定管理者は、次に掲げる事項について知事と協定を締結しなければならない。

(1)～(4) 省略

(指定管理者による開場時間等の変更)

第13条 第9条第1項の規定により知事が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第3条の規定によるほか、指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、同条第1項に規定する開場時間を変更し、または同条第2項に規定する休場日を変更し、もしくは臨時に休場日を定めることができる。

(利用料金)

第14条 第9条第1項の規定により知事が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第5条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に特定施設の

施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納めなければなら
ない。

2 省略

3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじ
め教育委員会の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとすると
きも、同様とする。

4 省略

5 利用料金は、還付しない。ただし、災害その他使用者の責めによらない
理由により承認に係る特定施設を使用することができないときその他指定
管理者が必要と認める場合であつて教育委員会の承認を得たときは、この
限りでない。

6 指定管理者は、特別の事情があると認めるときは、あらかじめ教育委員
会の承認を得て、利用料金を減免することができる。

利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納めなければならない。

2 省略

3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじ
め知事の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、
同様とする。

4 省略

5 利用料金は、還付しない。ただし、災害その他使用者の責めによらない
理由により承認に係る特定施設を使用することができないときその他指定
管理者が必要と認める場合であつて知事の承認を得たときは、この限りで
ない。

6 指定管理者は、特別の事情があると認めるときは、あらかじめ知事の承
認を得て、利用料金を減免することができる。

（委任）

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定
めるとする。

（委任）

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

滋賀県立琵琶湖^{さち}漕艇場の設置および管理に関する条例新旧対照表（第14条関係）

旧	新
第1条および第2条 省略 (開場時間等)	第1条および第2条 省略 (開場時間等)
第3条 省略 2 省略 3 教育委員会は、必要と認めるときは、第1項に規定する開場時間を変更し、または前項に規定する休場日を変更し、もしくは臨時に休場日を定めることができる。	第3条 省略 2 省略 3 知事は、必要と認めるときは、第1項に規定する開場時間を変更し、または前項に規定する休場日を変更し、もしくは臨時に休場日を定めることができる。
(使用の承認) 第4条 漕艇場の施設および設備のうち別表に掲げる施設および設備（以下「特定施設等」という。）を使用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより教育委員会に申請し、その承認を受けなければならない。 承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 教育委員会は、前項の規定による申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないことができる。 (1)～(5) 省略 3 教育委員会は、第1項の規定による承認をする場合においては、漕艇場の管理上必要な限度において、条件を付すことができる。	第4条 漕艇場の施設および設備のうち別表に掲げる施設および設備（以下「特定施設等」という。）を使用しようとする者は、規則で定めるところにより知事に申請し、その承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 知事は、前項の規定による申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないことができる。 (1)～(5) 省略 3 知事は、第1項の規定による承認をする場合においては、漕艇場の管理上必要な限度において、条件を付すことができる。
第5条 省略 (施設等の変更の禁止) 第6条 使用者は、漕艇場の施設もしくは設備に変更を加え、または特別の設備を設けてはならない。ただし、あらかじめ教育委員会の承認を受けたときは、この限りでない。	第5条 省略 (施設等の変更の禁止) 第6条 使用者は、漕艇場の施設もしくは設備に変更を加え、または特別の設備を設けてはならない。ただし、あらかじめ知事の承認を受けたときは、この限りでない。

(使用の承認の取消し等)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の規定による承認を取り消し、または使用を制限し、もしくは使用の停止を命ずることができる。

- (1)～(3) 省略
- (4) 使用者がこの条例またはこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反したとき。
- (5) および(6) 省略
- (7) その他教育委員会が特に必要と認めたとき。

(使用の承認の取消し等)

第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の規定による承認を取り消し、または使用を制限し、もしくは使用の停止を命ずることができる。

- (1)～(3) 省略
- (4) 使用者がこの条例またはこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (5) および(6) 省略
- (7) その他知事が特に必要と認めたとき。

第8条 省略

(指定管理者による管理)

第9条 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、^も漕艇場の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務を行わせることができる。

- (1) および(2) 省略
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

2 前項の規定により教育委員会が指定管理者に同項各号に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行わせる場合における第4条、第6条および第7条の規定の適用については、第4条第1項中「教育委員会に」とあるのは「指定管理者に」と、同条第2項および第3項、第6条ならびに第7条各号列記以外の部分および第7号中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。

(指定管理者の指定の手続)

第10条 指定管理者の指定は、教育委員会規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。

第8条 省略

(指定管理者による管理)

第9条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、^も漕艇場の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務を行わせることができる。

- (1) および(2) 省略
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

2 前項の規定により知事が指定管理者に同項各号に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行わせる場合における第4条、第6条および第7条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者の指定の手続)

第10条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。

- 2 教育委員会は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。
- (1)～(4) 省略
- 3 教育委員会は、指定管理者の指定に当たつては、あらかじめ滋賀県教育委員会指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならぬ。

(指定管理者の指定の告示等)

第11条 教育委員会は、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定を行い、または同条第11項の規定により指定を取り消し、もしくは管理業務の全部もしくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者の管理の基準等)

第12条 省略

2 指定管理者は、次に掲げる事項について教育委員会と協定を締結しなければならない。

(1)～(4) 省略

(指定管理者による開場時間等の変更)

第13条 第9条第1項の規定により教育委員会が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第3条の規定によるほか、指定管理者は、必要と認めるとときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、同条第1項に規定する開場時間を変更し、または同条第2項に規定する休場日を変更し、もしくは臨時に休場日を定めることができる。

(利用料金)

第14条 第9条第1項の規定により教育委員会が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第5条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に特定

- 2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。
- (1)～(4) 省略
- 3 知事は、指定管理者の指定に当たつては、あらかじめ滋賀県県民生活部指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならぬ。

(指定管理者の指定の告示等)

第11条 知事は、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定を行い、または同条第11項の規定により指定を取り消し、もしくは管理業務の全部もしくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならぬ。

(指定管理者の管理の基準等)

第12条 省略

2 指定管理者は、次に掲げる事項について知事と協定を締結しなければならない。

(1)～(4) 省略

(指定管理者による開場時間等の変更)

第13条 第9条第1項の規定により知事が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第3条の規定によるほか、指定管理者は、必要と認めるとときは、あらかじめ知事の承認を得て、同条第1項に規定する開場時間を変更し、または同条第2項に規定する休場日を変更し、もしくは臨時に休場日を定めることができる。

(利用料金)

第14条 第9条第1項の規定により知事が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第5条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に特定施設等

施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納めなければなければならない。

2 省略

3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 省略

5 利用料金は、還付しない。ただし、災害その他使用者の責めによらない理由により承認に係る特定施設等を使用することができないときその他指定管理者が必要と認める場合であつて教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

6 指定管理者は、特別の事情があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、利用料金を減免することができる。

（委任）

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納めなければならない。

2 省略

3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 省略

5 利用料金は、還付しない。ただし、災害その他使用者の責めによらない理由により承認に係る特定施設等を使用することができないときその他指定管理者が必要と認める場合であつて知事の承認を得たときは、この限りでない。

6 指定管理者は、特別の事情があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、利用料金を減免することができる。

（委任）

滋賀県立ライフル射撃場の設置および管理に関する条例新旧対照表（第15条関係）

旧	新
第1条および第2条 省略	第1条および第2条 省略
(開場時間等)	(開場時間等)
第3条 省略	第3条 省略
2 省略	2 省略
3 教育委員会は、必要と認めるときは、第1項に規定する開場時間を変更し、または前項に規定する休場日を変更し、もしくは臨時に休場日を定めることができる。	3 知事は、必要と認めるときは、第1項に規定する開場時間を変更し、または前項に規定する休場日を変更し、もしくは臨時に休場日を定めることができる。
(使用の承認)	(使用の承認)
第4条 射撃場の施設を使用しようとする者は、 <u>教育委員会規則</u> で定めるところにより <u>教育委員会</u> に申請し、その承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。	第4条 射撃場の施設を使用しようとする者は、 <u>規則</u> で定めるところにより <u>知事</u> に申請し、その承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。
2 教育委員会は、前項の規定による申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないことができる。	2 知事は、前項の規定による申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないことができる。
(1)～(5) 省略	(1)～(5) 省略
3 教育委員会は、第1項の規定による承認をする場合においては、射撃場の管理上必要な限度において、条件を付すことができる。	3 知事は、第1項の規定による承認をする場合においては、射撃場の管理上必要な限度において、条件を付すことができる。
第5条 省略	第5条 省略
(施設等の変更の禁止)	(施設等の変更の禁止)
第6条 使用者は、射撃場の施設もしくは設備に変更を加え、または特別の設備を設けてはならない。ただし、あらかじめ <u>教育委員会</u> の承認を受けたときは、この限りでない。	第6条 使用者は、射撃場の施設もしくは設備に変更を加え、または特別の設備を設けてはならない。ただし、あらかじめ <u>知事</u> の承認を受けたときは、この限りでない。
(使用の承認の取消し等)	(使用の承認の取消し等)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の規定による承認を取り消し、または使用を制限し、もしくは使用の停止を命ずることができる。

- (1)～(3) 省略
- (4) 使用者がこの条例またはこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反したとき。
- (5) および(6) 省略
- (7) その他教育委員会が特に必要と認めたとき。

第8条 省略

(指定管理者による管理)

第9条 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、射撃場の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務を行わせることができる。

- (1) および(2) 省略
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

2 前項の規定により教育委員会が指定管理者に同項各号に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行わせる場合における第4条、第6条および第7条の規定の適用については、第4条第1項中「教育委員会に」とあるのは「指定管理者に」と、同条第2項および第3項、第6条ならびに第7条各号列記以外の部分および第7号中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。

(指定管理者の指定の手続)

第10条 指定管理者の指定は、教育委員会規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。

2 教育委員会は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準

第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の規定による承認を取り消し、または使用を制限し、もしくは使用の停止を命ずることができる。

- (1)～(3) 省略
- (5) 使用者がこの条例またはこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (5) および(6) 省略
- (7) その他知事が特に必要と認めたとき。

第8条 省略

(指定管理者による管理)

第9条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、射撃場の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務を行わせることができる。

- (1) および(2) 省略
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

2 前項の規定により知事が指定管理者に同項各号に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行わせる場合における第4条、第6条および第7条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者の指定の手続)

第10条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。

2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により

により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

(1)～(4) 省略

3 教育委員会は、指定管理者の指定に当たつては、あらかじめ滋賀県教育委員会指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

(指定管理者の指定の告示等)

第11条 教育委員会は、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定を行い、または同条第11項の規定により指定を取り消し、もしくは管理業務の全部もしくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者の管理の基準等)

第12条 省略

2 指定管理者は、次に掲げる事項について教育委員会と協定を締結しなければならない。

(1)～(4) 省略

(指定管理者による開場時間等の変更)

第13条 第9条第1項の規定により教育委員会が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第3条の規定によるほか、指定管理者は、必要と認めるとときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、同条第1項に規定する開場時間を変更し、または同条第2項に規定する休場日を変更し、もしくは臨時に休場日を定めることができる。

(利用料金)

第14条 第9条第1項の規定により教育委員会が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第5条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に射撃場の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納めなければ

最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

(1)～(4) 省略

3 知事は、指定管理者の指定に当たつては、あらかじめ滋賀県県民生活部指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

(指定管理者の指定の告示等)

第11条 知事は、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定を行い、または同条第11項の規定により指定を取り消し、もしくは管理業務の全部もしくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者の管理の基準等)

第12条 省略

2 指定管理者は、次に掲げる事項について知事と協定を締結しなければならない。

(1)～(4) 省略

(指定管理者による開場時間等の変更)

第13条 第9条第1項の規定により知事が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第3条の規定によるほか、指定管理者は、必要と認めるとときは、あらかじめ知事の承認を得て、同条第1項に規定する開場時間を変更し、または同条第2項に規定する休場日を変更し、もしくは臨時に休場日を定めることができる。

(利用料金)

第14条 第9条第1項の規定により知事が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第5条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に射撃場の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納めなければならない。

ならない。

2 省略

3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 省略

5 利用料金は、還付しない。ただし、災害その他使用者の責めによらない理由により承認に係る施設を使用することができないときその他指定管理者が必要と認める場合であつて教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

6 指定管理者は、特別の事情があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、利用料金を減免することができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

い。

2 省略

3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 省略

5 利用料金は、還付しない。ただし、災害その他使用者の責めによらない理由により承認に係る施設を使用することができないときその他指定管理者が必要と認める場合であつて知事の承認を得たときは、この限りでない。

6 指定管理者は、特別の事情があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、利用料金を減免することができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

滋賀県立伊吹運動場の設置および管理に関する条例新旧対照表（第16条関係）

旧	新
第1条および第2条 省略	第1条および第2条 省略
(開場時間等)	(開場時間等)
第3条 省略	第3条 省略
2 省略	2 省略
3 教育委員会は、必要と認めるときは、第1項に規定する開場時間を変更し、または前項に規定する休場日を変更し、もしくは臨時に休場日を定めることができる。	3 知事は、必要と認めるときは、第1項に規定する開場時間を変更し、または前項に規定する休場日を変更し、もしくは臨時に休場日を定めることができる。
(使用の承認)	(使用の承認)
第4条 運動場の施設を使用しようとする者は、 <u>教育委員会規則</u> で定めるとこ ろにより <u>教育委員会</u> に申請し、その承認を受けなければならぬ。承認 を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。	第4条 運動場の施設を使用しようとする者は、 <u>規則</u> で定めるところにより <u>知事</u> に申請し、その承認を受けなければならぬ。承認を受けた事項を変 更しようとするときも、同様とする。
2 教育委員会は、前項の規定による申請があつた場合において、次の各号 のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないことができる。 (1)～(5) 省略	2 知事は、前項の規定による申請があつた場合において、次の各号のい ずれかに該当するときは、同項の承認をしないことができる。 (1)～(5) 省略
3 教育委員会は、第1項の規定による承認をする場合においては、運動場 の管理上必要な限度において、条件を付すことができる。	3 知事は、第1項の規定による承認をする場合においては、運動場の管理 上必要な限度において、条件を付すことができる。
第5条 省略	第5条 省略
(施設等の変更の禁止)	(施設等の変更の禁止)
第6条 使用者は、運動場の施設もしくは設備に変更を加え、または特別の 設備を設けてはならない。ただし、あらかじめ <u>教育委員会</u> の承認を受けた ときは、この限りでない。	第6条 使用者は、運動場の施設もしくは設備に変更を加え、または特別の 設備を設けてはならない。ただし、あらかじめ <u>知事</u> の承認を受けたときは、 この限りでない。
(使用の承認の取消し等)	(使用の承認の取消し等)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の規定による承認を取り消し、または使用を制限し、もしくは使用の停止を命ぜることができる。

- (1)～(3) 省略
- (4) 使用者がこの条例またはこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反したとき。
- (5) および(6) 省略
- (7) その他教育委員会が特に必要と認めたとき。

第8条 省略

(指定管理者による管理)

第9条 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、運動場の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務を行わせることができる。

- (1) および(2) 省略
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

2 前項の規定により教育委員会が指定管理者に同項各号に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行わせる場合における第4条、第6条および第7条の規定の適用については、第4条第1項中「教育委員会に」とあるのは「指定管理者に」と、同条第2項および第3項、第6条ならびに第7条各号列記以外の部分および第7号中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。

(指定管理者の指定の手続)

第10条 指定管理者の指定は、教育委員会規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。

2 教育委員会は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準

第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の規定による承認を取り消し、または使用を制限し、もしくは使用の停止を命ぜることができる。

- (1)～(3) 省略
- (4) 使用者がこの条例またはこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (5) および(6) 省略
- (7) その他知事が特に必要と認めたとき。

第8条 省略

(指定管理者による管理)

第9条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、運動場の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務を行わせることができる。

- (1) および(2) 省略
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

2 前項の規定により知事が指定管理者に同項各号に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行わせる場合における第4条、第6条および第7条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者の指定の手続)

第10条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。

2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により

により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

(1)～(4) 省略

3 教育委員会は、指定管理者の指定に当たつては、あらかじめ滋賀県教育委員会指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならぬ。

(指定管理者の指定の告示等)

第11条 教育委員会は、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定を行い、または同条第11項の規定により指定を取り消し、もしくは管理業務の全部もしくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者の管理の基準等)

第12条 省略

2 指定管理者は、次に掲げる事項について教育委員会と協定を締結しなければならない。

(1)～(4) 省略

(指定管理者による開場時間等の変更)

第13条 第9条第1項の規定により教育委員会が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第3条の規定によるほか、指定管理者は、必要と認めるとときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、同条第1項に規定する開場時間を変更し、または同条第2項に規定する休場日を変更し、もしくは臨時に休場日を定めることができる。

(利用料金)

第14条 第9条第1項の規定により教育委員会が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第5条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に運動場の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納めなければ

最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

(1)～(4) 省略

3 知事は、指定管理者の指定に当たつては、あらかじめ滋賀県県民生活部指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならぬ。

(指定管理者の指定の告示等)

第11条 知事は、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定を行い、または同条第11項の規定により指定を取り消し、もしくは管理業務の全部もしくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者の管理の基準等)

第12条 省略

2 指定管理者は、次に掲げる事項について知事と協定を締結しなければならない。

(1)～(4) 省略

(指定管理者による開場時間等の変更)

第13条 第9条第1項の規定により知事が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第3条の規定によるほか、指定管理者は、必要と認めるとときは、あらかじめ知事の承認を得て、同条第1項に規定する開場時間を変更し、または同条第2項に規定する休場日を変更し、もしくは臨時に休場日を定めることができる。

(利用料金)

第14条 第9条第1項の規定により知事が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第5条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に運動場の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納めなければならぬ。

ならない。

2 省略

3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 省略

5 利用料金は、還付しない。ただし、災害その他使用者の責めによらない理由により第4条第1項の規定による承認に係る施設を使用することができないときその他指定管理者が必要と認める場合であつて教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

6 指定管理者は、特別の事情があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、利用料金を減免することができる。

(委任)

5
第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

い。

2 省略

3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 省略

5 利用料金は、還付しない。ただし、災害その他使用者の責めによらない理由により第4条第1項の規定による承認に係る施設を使用することができないときその他指定管理者が必要と認める場合であつて知事の承認を得たときは、この限りでない。

6 指定管理者は、特別の事情があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、利用料金を減免することができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

滋賀県立柳ヶ崎ヨットハーバーの設置および管理に関する条例新旧対照表（第17条関係）

旧	新
第1条および第2条 省略	第1条および第2条 省略
(開場時間等)	(開場時間等)
第3条 省略	第3条 省略
2 省略	2 省略
3 教育委員会は、必要があると認めるときは、第1項に規定する開場時間を変更し、または前項に規定する休場日を変更し、もしくは臨時に休場日を定めることができる。	3 知事は、必要があると認めるときは、第1項に規定する開場時間を変更し、または前項に規定する休場日を変更し、もしくは臨時に休場日を定めることができる。
(使用の承認)	(使用の承認)
第4条 ヨットハーバーの施設を使用しようとする者は、 <u>教育委員会規則</u> で定めるところにより <u>教育委員会</u> に申請し、その承認を受けなければならぬ。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。	第4条 ヨットハーバーの施設を使用しようとする者は、 <u>規則</u> で定めるところにより <u>知事</u> に申請し、その承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。
2 教育委員会は、前項の規定による申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないことができる。	2 知事は、前項の規定による申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないことができる。
(1)～(5) 省略	(1)～(5) 省略
3 教育委員会は、第1項の規定による承認をする場合においては、ヨットハーバーの管理上必要な限度において、条件を付すことができる。	3 知事は、第1項の規定による承認をする場合においては、ヨットハーバーの管理上必要な限度において、条件を付すことができる。
第5条 省略	第5条 省略
(施設等の変更の禁止)	(施設等の変更の禁止)
第6条 使用者は、ヨットハーバーの施設もしくは設備に変更を加え、または特別の設備を設けてはならない。ただし、あらかじめ <u>教育委員会</u> の承認を受けたときは、この限りでない。	第6条 使用者は、ヨットハーバーの施設もしくは設備に変更を加え、または特別の設備を設けてはならない。ただし、あらかじめ <u>知事</u> の承認を受けたときは、この限りでない。
(使用の承認の取消し等)	(使用の承認の取消し等)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の規定による承認を取り消し、または使用を制限し、もしくは使用の停止を命ずることができる。

- (1)～(3) 省略
- (4) 使用者がこの条例またはこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反したとき。
- (5)および(6) 省略
- (7) その他教育委員会が特に必要と認めたとき。

第8条 省略

(指定管理者による管理)

第9条 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、ヨットハーバーの管理に関する業務のうち、次に掲げる業務を行わせることができる。

- (1)および(2) 省略
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

2 前項の規定により教育委員会が指定管理者に同項各号に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行わせる場合における第4条、第6条および第7条の規定の適用については、第4条第1項中「教育委員会に」とあるのは「指定管理者に」と、同条第2項および第3項、第6条ならびに第7条各号列記以外の部分および第7号中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。

(指定管理者の指定の手続)

第10条 指定管理者の指定は、教育委員会規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。

2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準

第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の規定による承認を取り消し、または使用を制限し、もしくは使用の停止を命ずることができる。

- (1)～(3) 省略
- (4) 使用者がこの条例またはこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (5)および(6) 省略
- (7) その他知事が特に必要と認めたとき。

第8条 省略

(指定管理者による管理)

第9条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、ヨットハーバーの管理に関する業務のうち、次に掲げる業務を行わせることができる。

- (1)および(2) 省略
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

2 前項の規定により知事が指定管理者に同項各号に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行わせる場合における第4条、第6条および第7条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者の指定の手続)

第10条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により

により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

(1)～(4) 省略

3 教育委員会は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県教育委員会指定管理者選定委員会の意見を聽かなければならない。

(指定管理者の指定の告示等)

第11条 教育委員会は、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定を行い、または同条第11項の規定により指定を取り消し、もしくは管理業務の全部もしくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者の管理の基準等)

第12条 省略

2 指定管理者は、次に掲げる事項について教育委員会と協定を締結しなければならない。

(1)～(4) 省略

(指定管理者による開場時間等の変更)

第13条 第9条第1項の規定により教育委員会が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第3条の規定によるほか、指定管理者は、必要と認めるとときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、同条第1項に規定する開場時間を変更し、または同条第2項に規定する休場日を変更し、もしくは臨時に休場日を定めることができる。

(利用料金)

第14条 第9条第1項の規定により教育委員会が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第5条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者にヨットハーバーの施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納め

最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

(1)～(4) 省略

3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県県民生活部指定管理者選定委員会の意見を聽かなければならない。

(指定管理者の指定の告示等)

第11条 知事は、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定を行い、または同条第11項の規定により指定を取り消し、もしくは管理業務の全部もしくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者の管理の基準等)

第12条 省略

2 指定管理者は、次に掲げる事項について知事と協定を締結しなければならない。

(1)～(4) 省略

(指定管理者による開場時間等の変更)

第13条 第9条第1項の規定により知事が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第3条の規定によるほか、指定管理者は、必要と認めるとときは、あらかじめ知事の承認を得て、同条第1項に規定する開場時間を変更し、または同条第2項に規定する休場日を変更し、もしくは臨時に休場日を定めることができる。

(利用料金)

第14条 第9条第1項の規定により知事が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第5条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者にヨットハーバーの施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納めなけれ

なければならない。

2 省略

3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 省略

5 利用料金は、還付しない。ただし、災害その他使用者の責めによらない理由により承認に係る施設を使用することができないときその他指定管理者が必要と認める場合であって教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

6 指定管理者は、特別の事情があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、利用料金を減免することができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

ばならない。

2 省略

3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 省略

5 利用料金は、還付しない。ただし、災害その他使用者の責めによらない理由により承認に係る施設を使用することができないときその他指定管理者が必要と認める場合であって知事の承認を得たときは、この限りでない。

6 指定管理者は、特別の事情があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、利用料金を減免することができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

滋賀県防災会議条例新旧対照表（第18条関係）

旧	新
第1条～第5条 省略 (庶務)	第1条～第5条 省略 (庶務)
第6条 防災会議の庶務は、 <u>知事直轄組織</u> において処理する。	第6条 防災会議の庶務は、 <u>滋賀県総合政策部</u> において処理する。
第7条 省略	第7条 省略

滋賀県国民保護協議会条例新旧対照表（第18条関係）

旧	新
第1条～第6条 省略 (庶務) 第7条 協議会の庶務は、 <u>知事直轄組織</u> において処理する。	第1条～第6条 省略 (庶務) 第7条 協議会の庶務は、 <u>滋賀県総合政策部</u> において処理する。
第8条 省略	第8条 省略

滋賀県国民保護対策本部および滋賀県緊急対処事態対策本部条例新旧対照表（第18条関係）

旧	新
第1条～第5条 省略 (事務局)	第1条～第5条 省略 (事務局)
第6条 対策本部の事務を処理するため、 <u>知事直轄組織</u> に事務局を置く。	第6条 対策本部の事務を処理するため、 <u>滋賀県総合政策部</u> に事務局を置く。
第7条・第8条 省略	第7条・第8条 省略

滋賀県災害対策本部条例新旧対照表（第19条関係）

旧	新
第1条 省略 (組織)	第1条 省略 (組織)
第2条 省略	第2条 省略
2および3 省略	2および3 省略
4. 災害対策本部員は、 <u>滋賀県部等設置条例</u> （昭和30年滋賀県条例第30号） 第1条に規定する部の長、滋賀県企業庁長、滋賀県病院事業庁長、教育委 員会教育長および警察本部長ならびに知事が任命する者をもつて充てる。 5. 災害対策本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。	4. 災害対策本部員は、 <u>滋賀県部制条例</u> （昭和30年滋賀県条例第30号）第1 条に規定する部の長、滋賀県企業庁長、滋賀県病院事業庁長、教育委員会 教育長および警察本部長ならびに知事が任命する者をもつて充てる。 5. 災害対策本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。
第3条および第4条 省略 (事務局)	第3条および第4条 省略 (事務局)
第5条 災害対策本部の事務を処理するため、 <u>知事直轄組織</u> に事務局を置く。	第5条 災害対策本部の事務を処理するため、 <u>滋賀県総合政策部</u> に事務局を 置く。
第6条 省略	第6条 省略